

鑑識器材の整備と事務処理について（例規）

〔最終改正 平成26. 12. 26 例規務第35号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

鑑識業務の運営を合理的に推進するためには、鑑識器材の実態を常時具体的には握して、これをよく整備しておく必要があるので、今後は次の要領でこれを行うこととしたから器材の取扱について遺憾のないようにされたい。

記

1 鑑識器材の異動通知

警察署で保管する鑑識器材について、新規購入（配備）、廃棄、亡失、保管転換、改造、破損（修理）等による整備状況の異動（以下「異動」という。）があつたときは、速やかに鑑識器材異動通知書（別記様式第1号）を作成して本部鑑識課へ送付すること。

2 警察署における鑑識器材の管理

警察署は、鑑識器材整備簿（別記様式第2号）を備え、その保管する鑑識器材について、異動のつど必要事項を該当欄に記入して現有状況を明らかにしておくこと。

3 本部鑑識課における鑑識器材の管理

本部鑑識課は、鑑識器材整備簿を備え、警察署から送付された前記1の鑑識器材異動通知書により、各警察署における鑑識器材の現有状況を把握するとともに、当該器材が不足等することにより、鑑識業務の運営に支障を来さないように、配備（補充）等の必要な措置に努めること。

4 経過措置等

- (1) この通達に基づく鑑識器材整備簿については、平成27年1月1日以降に新規購入（配備）された鑑識器材について適用するものとする。
- (2) 内部規程の最適化等に向けた関係例規通達の整備について（平成26. 12. 26：例規務第35号）に基づく改正前の鑑識器材整備簿については、当分の間、この通達に基づく改正後の様式によるものとみなし、所要の修正をして使用することができるものとする。

（別記様式省略）